

障がい者福祉制度一覧表【身体障がい者手帳・療育手帳】

2022年（令和4年）5月6日現在

制度の種類		内容・要件等	手続に必要な物	申請・相談窓口
運賃割引	JR	1種<本人>普通乗車券(片道100kmを超える場合のみ)・・・5割引 <本人・介護者>普通乗車券,回数券,急行券,定期券・5割引 2種<本人>普通乗車券(片道100kmを超える場合のみ)・・・5割引 <本人(12歳未満)・介護者>定期券・・・・・・・・5割引 ※本人が小児の定期券を利用している場合は介護者のみ割引。	乗車券購入時に手帳を提示。	JR各駅
	バス	普通乗車券・回数券 1種<本人・介護者>・・・・・・・・5割引 2種<本人>・・・・・・・・5割引(12歳未満は介護者も5割引)	降車時に手帳を提示。 ※定期券等は各バス会社へお問い合わせください。	各バス会社
	国内航空	航空旅客運賃が割引 ※割引対象者,割引率等は各事業者で異なるため,詳しくは各事業者へお問い合わせください。	航空券購入時に手帳を提示。	各航空会社 各旅行代理店
	広島電鉄電車 アストラムライン	普通乗車券,定期券等が割引 ※割引対象者,割引率等は各事業者で異なるため,詳しくは各事業者へお問い合わせください。	料金支払時に手帳を提示。	各事業者
	障がい者タクシー運賃割引	身体障がい者手帳,療育手帳所持者がタクシーを利用する場合,運賃が1割引。	乗車時に手帳を提示。	各タクシー会社等
	船	一部の旅客船会社で,旅客船の運賃を割引対象としている場合がありますので,詳しくは各事業者へお問い合わせください。 福山市渡船(鞆町鞆から仙酔島に至る航路)の渡船料が,身体障がい者手帳,療育手帳所持者及びその介護者について無料となる。 走島汽船(鞆から走島に至る航路)の渡船料が,身体障がい者手帳,療育手帳所持者及びその介護者について5割引となる。	乗船券購入時に手帳を提示。 改札口で手帳を提示。 乗船券購入時に手帳を提示。	各事業者 福山市渡船管理事務所 TEL 982-2115 走島汽船 TEL 982-3188
有料道路通行料金の割引	(1)1種の身体障がい者・知的障がい者を乗せて,介護者が運転する場合又は1種の身体障がい者が自ら運転する場合 (2)2種の身体障がい者が自ら運転する場合 (1),(2)ともに5割引 ※事前申請が必要。障がい者1人につき1台(営業車等は不可)。	(1)手帳・車検証 (2)手帳・車検証・運転免許証 ※ETCの場合はETCカード(障がい者名義),ETCの車載器セットアップ証明書も必要。	障がい福祉課 TEL 928-1063 FAX 928-1730 松永保健福祉課 TEL 930-0410 FAX 934-4882 北部保健福祉課 TEL 976-8803 FAX 976-8150	
タクシー券助成	市民税非課税世帯 の身体障がい者手帳1・2級,療育手帳マルA・A・マルBの所持者に年15,000円分(人工透析者は年30,000円分)。ただし,おでかけ乗車券対象者は3,000円分減額した額。※課税世帯の特例あり。※福祉施設等入所者を除く。	手帳・印鑑 ※代理人の場合は代理人の印鑑も必要。 ※人工透析者は特定疾病療養受療証等も必要。 郵送による申請も可能。 ※「タクシー券助成」の申請は,鞆支所,内海支所,芦田支所,加茂支所,水呑分室,熊野分室,山野分所でも可能。	東部保健福祉課 TEL 940-2572 FAX 947-5658 神辺保健福祉課 TEL 962-5005 FAX 963-9009 沼隈支所 (保健福祉担当) TEL 980-7704 FAX 987-2382 新市支所 (保健福祉担当) TEL 0847-52-5515 FAX 0847-52-6916	

※療育手帳の障がいの程度について, Aの中でも重度の場合はAをOで囲んで表記, Bの中でも重度の場合はBをOで囲んで表記しますが, この資料ではこれらを「マルA」「マルB」と表記しています。

制度の種類		内容・要件等	手続に必要な物	申請・相談窓口
重度心身障がい者医療費助成		身体障がい者手帳1～3級、療育手帳マルA・A・マルB所持者の保険診療費の自己負担分(食事自己負担額は除く)の一部を助成。 ※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。 月4日までは入院・通院ともに1医療機関ごとに1日200円の一部負担金が必要。 5日目から負担金必要なし。 ※65歳以上75歳未満の人の場合、後期高齢者医療制度に加入するか、しないかで自己負担の取り扱いが変わります。	手帳・保険証・個人番号(マイナンバー)	障がい福祉課 TEL 928-1062 TEL 928-1063 TEL 928-1208 TEL 928-1261 FAX 928-1730 松永保健福祉課 TEL 930-0410 FAX 934-4882 北部保健福祉課 TEL 976-8803 FAX 976-8150 東部保健福祉課 TEL 940-2572 FAX 947-5658 神辺保健福祉課 TEL 962-5005 FAX 963-9009 沼隈支所 (保健福祉担当) TEL 980-7704 FAX 987-2382 新市支所 (保健福祉担当) TEL 0847-52-5515 FAX 0847-52-6916
NHK放送受信料の減免	全額免除	身体障がい者手帳・療育手帳所持者のいる 市民税非課税世帯 ※世帯とはNHK放送受信規約により、「住居および生計をともにする者の集まり」とする。	手帳・印鑑 ※「NHK放送受信料の減免」の申請は、鞆支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、山野分所でも可能。	
	半額免除	(1)視覚障がい者(1～6級)が世帯主で受信契約者 (2)聴覚障がい者(1～6級)が世帯主で受信契約者 (3)(1),(2)以外の身体障がい者手帳1・2級所持者が世帯主で受信契約者 (4)療育手帳マルA、A所持者が世帯主で受信契約者		
広島県思いやり駐車場利用証		身体障がい者手帳所持者(障がい種別・等級による要件あり)、療育手帳マルA・A所持者 ※この制度は、対象となる駐車スペースを利用しやすくするためのもので、全ての障がい者用等駐車場で利用できるものではありません。また、利用証所持者が、必ず駐車できることを保証するものではありません。	本人の場合は手帳。 代理人の場合は手帳・代理人の身分証明書。	
補装具費の支給		身体障がい者手帳所持者 ※障がい種別・等級による制限あり。補装具・義肢・車椅子・補聴器・つえ・重度障がい者用意思伝達装置等の支給 ※補装具の種類により判定が必要。判定会の日程等についてはお問い合わせください。※所得制限あり。	※原則1割負担(上限あり)	
日常生活用具費及び住宅改修費の給付		身体障がい者手帳所持者(※障がい種別・等級による制限あり)、療育手帳マルA・A所持者 ストマ用装具等・たん吸引器・読書器・パルスオキシメーター・入浴補助用具・聴覚障がい者用通信装置等 ※住宅改修は事前に相談が必要。所得制限あり。		
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成		原則、両耳の聴力レベルが30デシベル以上である、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の人。 ※所得制限あり。申請・相談窓口は、障がい福祉課のみ。	印鑑・申請書等 ※「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成」の申請・相談窓口は障がい福祉課のみ。	
自立支援医療(更生医療)(18歳以上)	指定医療機関で、障がいの軽減又は除去のための医療を受ける場合に、医療費の自己負担分を給付。 ※原則1割負担(上限あり)。新規申請は、医療を受ける1か月前以上(更生医療のみ)。		手帳(更生医療のみ)・申請書・意見書・健康保険証・個人番号(マイナンバー)等	
自立支援医療(育成医療)(18歳未満)				
特別障がい者手当	20歳以上の在宅の重度障がい者で常時特別な介護を必要とする人。身体又は精神に重複した重度の障がいのある人等。 ※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。		所定の診断書・手帳・預金通帳・個人番号(マイナンバー)等	
障がい児福祉手当	20歳未満の重度障がい者で常時介護を必要とする人 ※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。			

制度の種類	内容・要件等	手続に必要な物	申請・相談窓口
特別児童扶養手当	身体・知的・精神に概ね重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。	所定の診断書・戸籍謄本・預金通帳・個人番号（マイナンバー）等	障がい福祉課 TEL 928-1062 TEL 928-1063 TEL 928-1208 TEL 928-1261 FAX 928-1730
心身障がい者扶養共済制度	保護者が死亡又は重度障がい者になった場合、心身障がい者の生活の安定を図るために年金が支給される任意加入の制度。	詳しくはお問い合わせください。	
ファックス用電話料金助成	身体障がい者手帳3級以上の、聴覚、音声機能又は言語機能障がいのある人のみの世帯又はこれに準ずる世帯。基本料金及び月600円までの通話料助成。 ※所得制限あり。	手帳・印鑑	
自動車運転免許取得費助成	身体障がい者手帳1～4級、又は療育手帳所持者が自動車運転免許証（第1種普通免許・普通自動二輪免許）を取得した場合、その費用の一部を助成。免許取得費用の2/3以内（限度額10万円）。 ※所得制限あり。申請受付期間：免許取得後1年以内	手帳・運転免許証・運転免許取得費の明細書と領収書・印鑑・預金通帳・申立書	
自動車改造費助成	身体障がい者手帳1～4級の上肢、下肢、体幹機能障がいのある人で自らが所有、運転する自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成。限度額10万円 ※所得制限あり。	手帳・運転免許証・見積書・車検証・領収書・印鑑・預金通帳・改造前後の車の写真	
相談	地域生活への移行や定着のための支援を受ける。	※原則1割負担（上限あり）	
通所サービス	施設等において、機能訓練、生活訓練や就労のための支援を受ける。		
施設入所	施設に入所し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護を受ける。		
居宅介護	身体介護（食事・入浴の介護）、家事援助（調理・洗濯・買物）、移動支援（外出）、通院等介助を受ける。		
障がい児通所支援	発達に課題のある児童が基本的な動作指導、集団生活への適応訓練を受ける。		
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を受ける。		
日中一時支援	事業所において日中活動や見守り、食事、送迎等のサービスを受ける。		
訪問入浴サービス	65歳までの身体障がい者手帳概ね1・2級の肢体不自由の人で、介護者による入浴介助又はデイサービス等による入浴が困難な状態にある人に居宅における入浴サービスを提供する。 ※原則週1回。	手帳・印鑑・申請書・個人番号（マイナンバー）等 ※原則介護保険適用者を除く。	松永保健福祉課 TEL 930-0410 FAX 934-4882
食の自立支援事業（配食サービス）	身体障がい者手帳・療育手帳を所持し、ひとり暮らし・障がい者のみの世帯・障がい者と児童のみの世帯で、調理をすることが困難な人に食事を届ける。	手帳・印鑑・障がい者保健福祉サービス情報提供書等	北部保健福祉課 TEL 976-8803 FAX 976-8150
高額障がい福祉サービス	世帯で障がい福祉サービス、介護保険サービス、補装具、障がい児通所支援の定率負担部分の合計が一定額を超えないように助成。 65歳を迎えて、障がい福祉サービスから介護保険に移行した障がい者の、介護保険サービスに係る利用者負担を助成。 ※サービスの種類、所得制限等あり。	利用したサービスの受給者証・利用者負担の分かる領収書・手帳・印鑑・預金通帳 ※高額障がい福祉サービスは個人番号（マイナンバー）要	東部保健福祉課 TEL 940-2572 FAX 947-5658
福山市福祉サービス利用者負担軽減事業	障がい福祉サービス、障がい児通所支援、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業の定率負担部分の合計が一定額を超えないように助成。		神辺保健福祉課 TEL 962-5005 FAX 963-9009

制度の種類	内容・要件等	手続に必要な物	申請・相談窓口
手話通訳者派遣	聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活上必要な場合に手話通訳者を派遣して意思の伝達を支援する。	派遣日の3日前までに申込みが必要。	障がい福祉課 TEL 928-1062 FAX 927-0294
要約筆記者派遣	聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活上必要な場合に要約筆記者を派遣して意思の伝達を支援する。		福山市社会福祉協議会 TEL 928-1333 FAX 928-1331
保育所等保育料の軽減措置	障がい者手帳をお持ちの方と同居されている場合は、保育所等保育料が軽減されることがあります。	詳しくは、お問い合わせください。 保育施設課 TEL 928-1047	
児童扶養手当	父又は母が重度の障がいの状態にある場合に、児童の保護者等に支給。概ね身体障がい者手帳1・2級。 ※所得制限あり。	詳しくは、お問い合わせください。 ネウボラ推進課 TEL 928-1070	
障がい基礎年金	初診日に国民年金の被保険者であり、国民年金法で定める障がいのある人。又は、初診日が20歳到達前にあり、国民年金法で定める障がいのある人。 ※一定の給付要件あり。必ず事前にご相談ください。	詳しくは、お問い合わせください。 福山年金事務所 TEL 924-2181 保険年金課（年金担当） TEL 928-1052	
後期高齢者医療制度	75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人。（身体障がい者手帳1～3級、4級の一部〈下肢障がいの一部、音声・言語機能障がいの一部〉、療育手帳マルA・A、障がい年金1・2級）	詳しくは、お問い合わせください。 保険年金課（後期高齢者医療担当） TEL 928-1411	
所得税・住民税の控除（障がい者控除）	【特別障がい者控除】 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳マルA・A 【障がい者控除】 身体障がい者手帳3～6級、療育手帳マルB・B	詳しくは、お問い合わせください。 【所得税】 勤務先又は税務署 福山税務署 TEL 922-1350 府中税務署 TEL 0847-45-2570 【住民税】 勤務先又は市民税課 TEL 928-1020	
相続税の控除（障がい者控除）	障がいのある人が相続により財産を取得する場合、障がい者控除が受けられる場合がある。	詳しくは、お問い合わせください。 福山税務署 TEL 922-1350 府中税務署 TEL 0847-45-2570	
自動車税（種別割） 自動車税（環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）	障がいのある人、障がいのある人と生計を一にする人又はその他の者が所有、運転する車を専ら障がい者のために使用する場合に減免。 ※障がい種別・等級などに一定の基準あり。	詳しくは、お問い合わせください。 東部県税事務所課税第二課 TEL 921-1310	
軽自動車税（種別割）	障がいのある人、障がいのある人と生計を一にする人又はその他の者が所有、運転する車を専ら障がい者のために使用する場合に減免。 ※障がい種別・等級などに一定の基準あり。 申請受付期間5月1日～5月31日（5月31日が土日の場合は翌開庁日）	詳しくは、お問い合わせください。 市民税課 TEL 928-1019	
固定資産税	バリアフリー改修が行われた住宅について、100平方メートルを限度に翌年度の固定資産税の1/3を減額。 ※改修の種類・時期等に要件あり。	詳しくは、お問い合わせください。 資産税課 TEL 928-1025	

制度の種類	内容・要件等	手続に必要な物	申請・相談窓口
避難行動要支援者 避難支援制度	住民相互の助け合いによって避難支援を行う制度。 (1) 身体障がい者手帳1・2級所持者 (2) 療育手帳マルA・A所持者 (3) その他 制度に登録された方の情報は、消防組合、警察署及び地域の自治会等へ提供し、災害時に役立てます。		詳しくは、お問い合わせください。 福祉総務課 TEL 928-1045
重度障がい者の郵便 による不在者投票	身体障がいのある人が事前に手続を行えば、郵便による不在者投票ができる。※障がい種別・等級などに一定の基準あり。必ず事前にご相談ください。		詳しくは、お問い合わせください。 選挙管理委員会 TEL 928-1121
市営駐車場駐車料金の 減免	市内に居住している身体障がい者手帳1・2級、療育手帳マルA・A所持者が自ら運転するか、その介護者の運転する車に同乗して三之丸駐車場、東桜町駐車場、霞駐車場を利用する場合、駐車料金を2時間まで減免。 ※ただし、定期料金及び一泊料金は除く。	出庫時に手帳を提示。 ※ただし、無人の場合は、領収書と手帳を後日、提示すれば回数駐車券を交付。	都市交通課 TEL 928-1209
自転車駐車場の利用 料の減免	身体障がい者手帳、療育手帳所持者が、福山駅南有料自転車駐車場を使用する場合、駐車料金が半額で利用できる。	出庫時に手帳を提示。	
福山市障がい者市外 歯科受診交通費補助	市内に居住している身体障がい者手帳、療育手帳所持者が、福山市外の医療機関で、全身麻酔又は静脈内鎮静を受けながら、歯の治療を受けた場合に、手帳所持者と付添人の医療機関までの交通費の一部を補助。	手帳の写・申請書・診療明細書・領収書・預金通帳等	保健部総務課 TEL 928-1164
福山市障害者体育セ ンター利用料の免除	身体障がい者手帳、療育手帳所持者が利用する場合は利用料が無料。車椅子テニス、車椅子バスケット、アーチェリー、バドミントン等	手帳・申請書	福山市障害者 体育センター TEL 931-1833
生活福祉資金の貸付	低所得者及び障がい者世帯に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる必要最小限の費用（福祉用具等の購入、住宅改修等）を貸し付けることにより、世帯の自立を支援する。		詳しくは、お問い合わせください。 福山市社会福祉協議会 TEL 928-1353
福祉サービス利用援 助事業「かけはし」	福祉サービス利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭管理や通帳等の管理について不安がある人。 日常的な金銭管理の手伝い、通帳等の預かりサービス等。		
駐車禁止規制の適用 除外	身体障がい者手帳、療育手帳所持者 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると指定する駐車禁止区域内でも駐車することができる。 ※障がいの内容等に一定の基準あり。		詳しくは、各警察署までお問い合わせください。 福山東警察署 TEL 927-0110 福山西警察署 TEL 933-0110 福山北警察署 TEL 962-0110
介護料の支給	自動車事故による重度後遺障がい者に介護料が支給される。脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、介護が必要な人。		詳しくは、お問い合わせください。 独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所 TEL 082-297-2255
マル優制度（少額預 金・少額公債非課税 制度）	身体障がい者手帳、療育手帳所持者、障がい基礎年金受給者 【少額預金非課税制度】 預貯金等の元本350万円までの利子が非課税 【少額公債非課税制度】 国債と地方債の額面の合計額350万円までの利子が非課税		詳しくは、各金融機関・税務署までお問い合わせください。
電話番号案内 （104）の利用料 の免除	身体障がい者手帳、療育手帳所持者はNTT番号案内（104）が、事前に登録することにより無料で利用できる。 ※障がい種別・等級などに一定の基準あり。		詳しくは、各電話取扱業者（NTT・KDDI・SoftBankなど）までお問い合わせください。
携帯電話基本料金等 の割引	身体障がい者手帳、療育手帳所持者 携帯電話の月々の基本料金等が割引になる。		詳しくは、各携帯電話取扱業者（NTTドコモ・au・SoftBankなど）までお問い合わせください。
公共施設使用料等の 減免	《福山市立の対象施設》 ふくやま美術館、福山市立福山城博物館、福山市人権平和資料館、福山市鞆の浦歴史民俗資料館、福山市自然研修センター、福山市遊園地（メモリアルパーク）、福山市立動物園、福山市松永健康スポーツセンター、福山すこやかセンター（水浴訓練室）等。	手続の際に手帳を提示。	減免の範囲については各施設にお問い合わせください。

■相談窓口

○障がい者基幹相談支援センター「クローバー」（福山市社会福祉協議会）

◆障がい者総合相談・子ども発達相談室

障がいの種別・年齢にかかわらず相談に応じます。子ども（就学後）の発達に関する不安や、悩みをもつ保護者等の相談にも応じます。

【所在地】福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）

【連絡先】TEL 973-0968 FAX 926-7111

◆障がい者虐待防止センター

虐待の通報、相談を受け付けます。

【所在地】福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）

【連絡先】TEL 928-1354 FAX 926-7111

○権利擁護支援センター（福山市社会福祉協議会）

障がいのある人や高齢者の成年後見制度に関する相談等、権利擁護のための相談や支援を行います。

【所在地】福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内） 【連絡先】TEL 928-1353

○東部こども家庭センター（旧福山児童相談所）

18歳未満の児童のいろいろな問題について、児童福祉司や心理判定員などの専門職員が助言・指導を行っており、児童福祉施設への入所手続きも行っています。また、知的障害者更生相談所の業務も兼務しており、18歳以上の知的障がいの者の相談にも応じています。

【所在地】福山市瀬戸町大字山北291番地1

【連絡先】TEL 951-2340

○障がい者相談員

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な指導、助言を行う協力者です。相談員の住所、名前などについては、障がい福祉課へお問い合わせください。

【連絡先】TEL 928-1208 FAX 928-1730

○ろうあ者等相談員

聴覚・音声・言語機能障がいのある人の相談に手話で応じ、助言・指導を行います。

◆障がい福祉課

【連絡先】TEL 928-1062 FAX 927-0294

◆北部保健福祉課

【連絡先】TEL 976-8803 FAX 976-8150

○障がい児等療育支援事業

在宅の障がいのある人の地域での生活を支援するため、訪問又は外来で療育訓練を行います。

◆地域療育支援センターあしすと

【所在地】福山市卸町11番5号

【連絡先】TEL 959-2820

FAX 959-2830

◆草笛学園

【所在地】福山市加茂町大字下加茂909番地1

【連絡先】TEL 972-3950

FAX 972-7255

◆児童発達支援センター ひかり園

【所在地】福山市草戸町四丁目14番2号

【連絡先】TEL 973-8671

FAX 922-8018

◆「ゼノ」こばと園

【所在地】福山市沼隈町大字草深1852番地1

【連絡先】TEL 987-3386

FAX 987-3457

◆尾道発達相談・療育支援センターあづみ園

【所在地】尾道市久保町1811番地

【連絡先】TEL 0848-20-7887

FAX 0848-20-7886

◆児童発達支援センターあいあい

【所在地】尾道市美ノ郷町三成1612番地1

【連絡先】TEL 0848-40-0073

FAX 0848-48-4161

○サポートファイルをお渡ししています

障がいのある人の生育歴やケアの仕方を、記録し整理する広島県内共通様式の記録ノートを、障がいをお持ちの方及び保護者に希望によりお渡ししています。

配布窓口

障がい福祉課，松永・北部・東部・神辺保健福祉課，新市・沼隈支所，障がい者基幹相談支援センター「クローバー」，ネウボラ推進課，こども発達支援センター

※障がいのある人への差別や偏見を取り除く取組のひとつとして、内容に影響がない場合は、従来「障害」と表記していたものを、「障がい」と表記しています。

■問い合わせ先一覧

		問い合わせ先	電話番号	FAX
市役所の窓口	本庁	障がい福祉課（企画管理担当）	928-1062	928-1730
		（支援給付担当）	928-1063	
		（サービス給付担当）	928-1208	
		（相談支援担当）	928-1208	
		（事業者指定・指導担当）	928-1261	
		福祉総務課	928-1045	927-7133
		市民税課	928-1019	928-1731
		資産税課	928-1025	928-1731
		保育施設課	928-1047	922-0846
		ネウボラ推進課	928-1070	922-0846
		保険年金課（年金担当）	928-1052	928-1730
		保険年金課（後期高齢者医療担当）	928-1411	928-1730
		都市交通課	928-1209	928-1735
		選挙管理委員会	928-1121	928-3315
	支所等	松永保健福祉課	930-0410	934-4882
		松永支所市民サービス課(市民担当)	930-0402	934-4882
		北部保健福祉課	976-8803	976-8150
		北部支所市民サービス課(市民担当)	976-8802	976-8150
		東部保健福祉課	940-2572	947-5658
		東部支所市民サービス課(市民担当)	940-2576	947-5658
		神辺保健福祉課	962-5005	963-9009
		神辺支所市民サービス課(市民担当)	962-5011	963-9009
		沼隈支所（保健福祉担当）	980-7704	987-2382
		沼隈支所（市民担当）	980-7703	987-2382
		新市支所（保健福祉担当）	0847-52-5515	0847-52-6916
		新市支所（市民担当）	0847-52-5513	0847-52-6916
		鞆支所	982-2660	
		内海支所	986-3111	
芦田支所		958-2511		
加茂支所		972-3111		
水呑分室		956-1011		
熊野分室		959-1236		
山野分所		974-2001		
その他	保健部総務課	928-1164		
その他の窓口等	東部こども家庭センター	951-2340		
	福山税務署	922-1350		
	府中税務署	0847-45-2570		
	東部厚生環境事務所・保健所福山支所（東部県税事務所）	921-1311（代表）		
	福山市障害者体育センター	931-1833		

紙面の都合により、電話番号の市外局番（084）を一部省略しています。